

袋井市地域防災計画

津波対策編

目 次

第1章 総 則

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
11-1 袋井市	1
11-2 袋井市消防（水防）団	1
11-3 静岡県	2
11-4 静岡県警察	2
11-5 防災関係機関	2
第2節 過去の顕著な災害	8
第3節 予想される災害	9
13-1 静岡県第4次地震被害想定	9
13-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波 （南海トラフ巨大地震）東側ケースの被害想定の結果	9
13-3 遠地津波により予想される災害	12

第2章 平常時対策

第1節 防災思想の普及	13
第2節 自主防災活動	13
第3節 防災訓練の実施	13
23-1 袋井市	13
第4節 津波災害予防対策の推進	14
24-1 避難誘導體制の確保	14
24-2 津波に強いまちづくり	15
24-3 津波避難施設等の整備・維持管理	16

第3章 災害応急対策

第1節 防災関係機関の活動	17
31-1 袋井市	17
31-2 静岡県警察	18
31-3 防災関係機関	18
第2節 情報活動	22
32-1 津波情報等の種類	22
32-2 津波情報等の伝達系統図	26
第3節 広報活動	27

第4節	災害の拡大防止活動	27
34－1	水防活動	27
34－2	人命の救出活動	28
第5節	避難活動	29
35－1	避難対策	29
35－2	避難所での生活	32
第6節	広域応援活動	33
36－1	行政機関及び民間団体の応援活動	33
36－2	自衛隊の支援	34
36－3	海上保安庁の支援	35
第7節	地域への救援活動	36
37－1	防疫活動	36
第8節	市有施設及び設備等の対策	37
38－1	公共施設等	37

第 1 章 総 則

この計画は、「災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）」第 42 条の規定に基づき作成する「袋井市地域防災計画」の「津波対策編」として定めるものであり、「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 6 条の規定に基づく「地震防災強化計画」、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）」第 5 条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」及び「首都直下地震対策特別措置法（平成 25 年法律第 88 号）」第 22 条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」を含むものである。

「津波対策編」は、次の各章から構成する。なお、「地震防災施設緊急整備計画」は、「地震対策編」によるものとする。また、復興・復旧については、「一般対策編」によるものとする。

1 第 1 章 総則

防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱、過去の顕著な災害、予想される災害

2 第 2 章 平常時対策

平常時の教育、広報、訓練及び災害予防の対策

3 第 3 章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の対策

第 1 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

袋井市、静岡県、袋井市の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び地震防災応急計画又は南海トラフ地震防災対策計画（以下「対策計画」という。）を作成すべき者は、それぞれ南海トラフ地震等の防災対策を行うものとし、それぞれが実施すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

1 1 - 1 袋井市

- 1 津波防災に関する組織の整備
- 2 自主防災組織の育成指導、その他市民の津波対策の促進
- 3 防災思想の普及
- 4 防災訓練の実施
- 5 津波防災のための施設等の緊急整備
- 6 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- 7 避難指示に関する事項
- 8 消防、水防、その他の応急措置
- 9 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- 10 災害時における市有施設及び設備の整備又は点検
- 11 緊急輸送の確保
- 12 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- 13 その他津波災害発生防止又は拡大防止のための措置

1 1 - 2 袋井市消防（水防）団

- 1 津波災害予防、警戒及び災害応急活動
- 2 津波災害時における住民の避難誘導及び救助救出活動
- 3 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の伝達
- 4 その他津波災害現場の応急作業

11-3 静岡県

- 1 津波防災に関する組織の整備
- 2 自主防災組織の育成指導、その他県民の津波対策の促進
- 3 防災思想の普及
- 4 防災訓練の実施
- 5 津波防災のための施設等の緊急整備
- 6 大津波警報、津波警報、津波注意報、その他津波に関する情報の収集、伝達及び広報
- 7 避難指示に関する事項
- 8 水防その他の応急措置
- 9 応急の救護を要すると認められる者の救護、その他保護に関する事項
- 10 災害時における県有施設及び設備の整備又は点検
- 11 犯罪の予防、交通の規制、その他社会秩序の維持
- 12 緊急輸送の確保
- 13 食料、医薬品、その他の物資の確保、清掃、防疫、その他保健衛生活動の準備等災害応急対策の準備及び実施
- 14 市町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の災害応急対策の連絡調整
- 15 その他津波災害の発生の防止又は拡大防止のための措置

11-4 静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

- 1 津波警報等の受理及び伝達
- 2 津波警報等の広報
- 3 浸水域となる危険区域への立入規制及び警備
- 4 犯罪の予防、交通規制等、その他社会秩序の維持
- 5 避難状況等に関する情報の収集

11-5 防災関係機関

1 指定地方行政機関

（1）総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
- イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
- ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
- エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用設備の貸与
- オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
- カ 非常通信協議会の運営に関すること

（2）財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融の適切な措置並びに関係機関との連絡調整
- イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

（3）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）

食料需給に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握

（4）海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）

- ア 船舶等に対する津波に関連する情報の情報伝達、船舶の輻輳が予想される海域において、必要に応じた船舶交通の整理・指導
- イ マリンレジャー等を行っている者に対する津波に関連する情報の伝達
- ウ 海上における人命救護、海難船舶等の救助
- エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

- オ 危険物及び油の排出等海上災害に対する応急措置
- (5) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 大津波警報、津波警報及び津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
 - イ 津波観測施設の整備並びに観測機器の保守
 - ウ 津波に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力
 - エ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁本庁に報告し適切な措置を講ずること
- (6) 厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
 - ア 事業場に対する津波防災対策の周知指導
 - イ 事業場の被災状況の把握
- (7) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること
 - イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること
 - ウ 被災中小企業の振興に関すること
 - エ ガスの安定供給に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
- (8) 経済産業省中部経済産業局
 - ア 電気の安定供給に関すること
 - イ ガスの安定供給に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
- (9) 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - イ ガスの安全確保に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
- (10) 経済産業省中部近畿産業保安監督部
 - ア 電気の安全確保に関すること
 - イ ガスの安全確保に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
- (11) 国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）
 - 管轄する河川、道路、港湾についての計画、工事及び管理を行うほか、次の事項を行うよう努める。
 - ア 災害予防
 - （ア）所管施設の耐震性の確保
 - （イ）応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - （ウ）機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - （エ）公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - （オ）港湾における緊急物資輸送ルートの確保に関する計画、指導及び事業実施
 - イ 初動対応
 - 地方整備局災害対策本部等からの指示により、情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ウ 応急・復旧
 - （ア）防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - （イ）路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - （ウ）所管施設の緊急点検の実施
 - （エ）海上の流出油災害に対する防除等の措置
 - （オ）県又は市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
 - （カ）航路啓開に関する計画に基づく、津波流出物の除去等による海上緊急輸送路の確保
- (12) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達
 - イ 海上における物資及び旅客の輸送を確保するための、船舶の調達のあっせん、特定航路への就航

勸奨

- ウ 港湾荷役が円滑に行われるよう必要な指導
- エ 緊急海上輸送の要請に速やかに対応できるよう、船舶運航事業者等との連絡体制の強化、船舶動静の把握及び緊急時の港湾荷役体制の確保
- オ 特に必要と認めるときは、船舶運航事業者若しくは港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置
- カ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督
- キ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督
- ク 陸上における物資及び旅客輸送を確保するための、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替輸送等の指導
- ケ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動態勢の整備
- コ 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令
- サ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊（T E C - F O R C E）を派遣する。
- (13) 国土地理院中部地方観測部
 - ア 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用を図る。
 - エ 災害復旧・復興にあたっては、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等を実施する。
- (14) 環境省関東地方環境事務所
 - ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- (15) 環境省中部地方環境事務所
 - 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- (16) 防衛省南関東防衛局
 - ア 所管財産使用に関する連絡調整
 - イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
 - ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

- (1) 日本郵便株式会社東海支社（袋井郵便局、浅羽郵便局、市内各郵便局）
 - ア 郵便事業の運営に関すること
 - イ 施設等の被災防止に関すること
 - ウ 利用者の避難誘導に関すること
 - エ 災害の発生時又はその恐れがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること
- (2) 東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社
 - ア 津波警報等の伝達
 - イ 列車の運転規制措置
 - ウ 旅客の避難、救護
 - エ 列車の運行状況、旅客の避難実施状況等の広報
 - オ 津波発生後に備えた資機材、人員等の配備手配
 - カ 施設等の整備
- (3) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社N T T ドコモ東海支社（静岡支店）
 - ア 災害時における重要通信の確保

- イ 災害時における通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧資機材等の確保並びに広域応援計画に基づく手配

（４）日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配布
- エ 義援金の募集
- オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- カ その他必要な事項

（５）日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 津波災害に関する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の津波防災に関する認識の向上
- イ 臨時ニュースの編成メディアを有効に活用し、津波に関する情報の正確迅速な提供に努めること
- ウ 地方公共団体等の要請に基づき、予報、警報、警告等の放送を行うこと
- エ 放送施設、設備の災害予防のため、防災施設、設備の整備を進めること

（６）中日本高速道路株式会社（東京支社）

- ア 交通対策に関すること
- イ 災害応急対策に関すること

（７）日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保

（８）中部電力株式会社静岡支店、中部電力パワーグリッド株式会社（磐田営業所、掛川営業所、島田電力センター）

- ア 災害時における電力の緊急融通等による電力供給の確保
- イ 復旧用資材等の整備
- ウ 電力施設の災害予防措置及び広報の実施

（９）ＫＤＤＩ株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（１０）一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（１１）株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
ア 市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
イ 被災地の復旧・復興を支援するため事業活動を早期に再開する

３ 指定地方公共機関

（１）一般社団法人静岡県医師会（磐田医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐田歯科医師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）

- ア 医療救護施設における医療救護活動の実施
- イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
- ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

（２）都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

- ア 需要家に対する都市ガスによる災害の予防広報
- イ 災害時におけるガス供給の確保
- ウ 施設設備の耐震予防対策の実施
- エ 災害時における防災広報、施設の点検等災害予防措置

- (3) 一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）
 - ア 需要家に対するLPガスによる災害の予防広報
 - イ 協会加入事業所による施設設備の耐震化等の予防対策の実施
 - ウ 災害時における防災広報並びに協会加入事業所の施設の点検等災害防止措置の実施
 - エ 燃料の確保に関する協力
 - オ 協会加入事業所による被害状況調査及び応急復旧
- (4) 民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ・静岡エフエム放送株式会社）
 - ア 津波防災に関するキャンペーン番組、定時ニュース番組等による防災知識の普及
 - イ 災害時において特別番組を編成し、津波警報等津波に関する情報、国、県、市町、防災関係機関等の防災活動状況を放送すること
 - ウ 放送施設、機器類等の整備の事前点検と災害予防のための設備の整備
- (5) 一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）、一般社団法人静岡県バス協会（秋葉バスサービス株式会社、遠州鉄道株式会社磐田営業所）、商業組合静岡県タクシー協会（袋井交通株式会社、袋井タクシー株式会社、森町タクシー合資会社山梨営業所）
 - 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両等の確保
- (6) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路交差点での交通整理支援
- (7) 土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区、豊笠土地改良区、磐田原土地改良区）
 - ア 災害予防
 - イ 応急・復旧
 - （ア）関係機関との連携による応急対策の実施
 - （イ）所管施設の緊急点検
 - （ウ）農業用水及び非常用水の確保
- (8) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力
- (9) 一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (10) 富士山静岡空港株式会社
 - 大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

4 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 袋井市医師会
 - 医療救護施設における医療救護活動の実施
- (2) 袋井商工会議所、浅羽町商工会
 - ア 市が行う商工業関係の被害調査についての協力
 - イ 災害時における物価安定の協力
 - ウ 救済用物資、復旧資機材等の確保についての協力
- (3) 遠州中央農業協同組合（袋井支店、浅羽支店及び市内各支店）
 - ア 農作物の被害調査についての協力
 - イ 災害時における農産物の確保
 - ウ 農産物等の災害応急対策についての指導
- (4) 袋井市建設事業協同組合、浅羽町建設事業協同組合等建設関係団体
 - 災害時における応急復旧対策についての協力
- (5) 自主防災組織
 - ア 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
 - イ 住民に対する情報の連絡、収受

ウ 避難誘導、避難場所の運営に関する協力

エ リ災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

（6）防災上重要な施設の管理者

ア 所管に係る施設についての防火管理

イ 防災に関する保安装置、応急措置の実施

ウ 当該施設に係る災害復旧

5 自衛隊

（1）陸上自衛隊東部方面隊ほか

ア 災害時における人命又は財産保護のための救護活動

イ 災害時における応急復旧活動

（2）海上自衛隊横須賀地方隊ほか

ア 災害時における人命保護のための救助

イ 災害時における応急復旧活動

（3）航空自衛隊第1航空団（浜松基地）ほか

ア 災害時における人命保護のための救助

イ 災害時における応急復旧活動

第2節 過去の顕著な災害

古い記録によると、静岡県でも伊豆の沿岸でかなり被害があったとされている。

安政東海大震災では、県下全般に大きな津波があったものと考えられる。

関東大震災以降の津波の状況は次のとおりである。

地震名	日時	津波状況
関東大地震	大正 12 年 9 月 1 日 11 時 58 分	- 伊豆地方で地震後 5 分～10 分ぐらいして前後 2 回押しよせた。波高は熱海で当時の海面より 6.5m、網代 2.7m、伊東 4.3m、多賀 5.6m、柿崎 4.6m、外浦 4.1m、稲取 3.6m を記録した。 - このため、伊豆東海岸では一瞬にして多数の家屋が流失し、水死者が続出した。
三陸沖強震	昭和 8 年 3 月 3 日 02 時 31 分	東北地方の海岸では最高 24m の津波が記録されたが、県下では清水で地震発生から 88 分後、周期 50 分、最大振幅 15 cm ぐらいの波が観測された。内浦では最大振幅 30 cm 位であったが、被害はなかった。
東南海大地震	昭和 19 年 12 月 7 日 13 時 35 分	- 熊野灘海岸では波高 10m に達したところもあるが、県下では下田市柿崎で、地震後 30 分くらいで 2.5m の津波がおしよせた。清水では 30 cm の退水を観測し、牧之原市相良港では波高 2 m ぐらいであった。御前崎市遠州灘海岸でも波高 2 m 位と推定された。 - このため、沿岸で浸水、船舶の沈没、流失多数を生じた。
カムチャッカ半島沖地震	昭和 27 年 11 月 5 日 02 時 01 分	下田港付近では 5 日 8 時 40 分から津波がはじまり、推定波高 1.5 m に達した。石廊崎付近でも 1.2m を観測した。内浦では振幅 30 ～40 cm を記録し、清水港でも数回津波が来襲したが、全般に被害はなかった。
房総半島沖地震	昭和 28 年 11 月 26 日 02 時 48 分	伊東では地震後 18 分で振幅 14 cm の津波がおしよせた。石廊崎で 60 cm、内浦で 13 cm、清水で 21 cm が観測されたが被害はなかった。
チリ沖地震	昭和 35 年 5 月 23 日 04 時 11 分	- 大規模な地震で、津波は太平洋全域に達し、県下でも地震を感じてから 22 時間位して津波がおしよせた。伊東では 24 日 2 時 35 分に現われはじめ、最大振幅 140 cm であった。内浦 214 cm、清水 217 cm、御前崎 380 cm、舞阪 79 cm が観測された。 - このため、県下の床下浸水 196 戸を数え、清水においては、流木や養殖真珠に損害があった。
チリ中部沿岸で発生した地震	平成 22 年 2 月 27 日 15 時 34 分頃	- マグニチュード 8.8 の巨大地震で、津波は太平洋全域に達し、県下では地震発生から 23 時間位して津波がおしよせた。伊東では 28 日 14 時 25 分頃に現れはじめ、最大波高 18cm であった。下田港 43cm、内浦 32cm、清水 21cm、御前崎 54cm、舞阪 20cm が観測された。 - これにより、下田市で住家 8 棟が床下浸水した。
平成 23 年（2011 年）東北地方太平洋沖地震	平成 23 年 3 月 11 日 14 時 46 分頃	- 三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の巨大地震で、東北地方の沿岸では 15m 以上の大津波が押し寄せ、岩手・宮城・福島県の沿岸部に壊滅的な被害を与えた。 - 県下では、11 日 16 時 8 分に津波警報（大津波）が発表され、御前崎で最大波高 144 cm、沼津市内浦で 134 cm、清水 93 cm、南伊豆町石廊崎で 71 cm、舞阪 73 cm、焼津 83 cm を観測し、下田市では住家 7 棟・店舗 6 棟が浸水した。また、伊豆や浜名地域で小型漁船数隻が転覆・水没した。

伊豆の東海岸では、相模湾や房総沖の地震による津波を受けやすく、遠州灘や駿河湾では、遠州沖や紀伊半島沖合の地震による津波が大きい。津波の周期や大きさや海岸の地形、海底の地形によっても異なるが、下田と御前崎付近では特に高くなるようである。

第3節 予想される災害

本市に著しい被害を発生させるおそれがある地震としては、その発生の切迫性が指摘されている駿河湾及び駿河トラフ付近におけるプレート境界を震源域とする東海地震（マグニチュード8クラス）がある。このほか、駿河トラフ・南海トラフ沿いで派生する地震として、東南海・南海地震（それぞれマグニチュード8クラス）があり、また、これらの地震が連動して、あるいは時間差を持って発生する可能性も考えられる。一方、相模トラフ・相模湾側では、大正型関東地震（マグニチュード7.9程度）や神奈川県西部を震源とするマグニチュード7クラスの地震がある。

また、東日本大震災の教訓として「想定外は許さない」という観点から、発生する頻度は極めて小さいが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波として、南海トラフ巨大地震（マグニチュード9クラス）や元禄型関東地震（マグニチュード8.1程度）などの巨大地震についても発生することを想定する必要がある。

この他、山梨県東部や伊豆半島、静岡県中部などを震源とする地震活動にも注意を払っておく必要がある。

津波については、上記地震によるものの他、南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

13-1 静岡県第4次地震被害想定

想定される地震によって、市内全域でどのような現象が発生し、どの程度の被害を受けるかを定量的に想定した結果を示し、的確かつ効果的な防災対策の樹立に資するものである。

想定については、本市において、最大級の災害が想定される地震として、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査報告」などを踏まえ、本市で最も被害が大きいとされる「駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）東側ケース」における想定結果を記載する。なお、試算に用いられた断層モデルは、現時点での科学的知見に基づき検討されたものであり、今後の科学的知見の蓄積を踏まえて検証され、場合によっては修正される可能性があることに留意するものとする。

13-2 駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）東側ケースの被害想定の結果

1 概説

この想定は、東側を駿河湾における南海トラフのトラフ軸（富士川河口断層帯を含む）とし、南西側（日向灘側）を九州・パオラ海嶺の北側でフィリピン海プレートが厚くなる領域までを震源域に、マグニチュード9程度の地震が発生した場合を想定して行ったものである。

地震予知がなく地震が発生した場合と警戒宣言が発せられた後に地震が発生した場合について、それぞれ想定をしている。

静岡県第4次地震被害想定 南海トラフ巨大地震 ケース①

項 目	袋井市
想定波高（T.P.M）	9 m～10m
面 積	108.56 km ²
浸水面積	2.4 km ²
浸 水 率	2.21%
浸水深2 m以上の浸水面積	0.7 km ²

（注）推定津波は、平均～最大として表記。

2 建物被害に係る想定結果

（単位：棟）

項 目	被害区分	予知なし			予知あり
		冬・深夜	夏・昼	冬・夕	
地 震 動	全 壊	約 12,000			約 12,000
	半 壊	約 3,700	約 3,700	約 3,600	約 3,700
液 状 化	全 壊	約 40			約 40
	半 壊	約 100	約 100	約 100	約 100
人工造成地	全 壊	約 1,900			約 1,900
	半 壊	約 5,700	約 5,700	約 5,700	約 5,700
津 波	全 壊	-			-
	半 壊	約 30	約 30	約 30	約 30
山・崖崩れ	全 壊	約 30			約 30
	半 壊	約 60	約 60	約 60	約 60
火 災	焼 失	約 300	約 400	約 800	約 100
建物棟数（平成 24 年 1 月 1 日現在）		34,325			
建物被害総件数	全壊及び焼失	約 15,000			約 14,000
	半 壊	約 9,600	約 9,500	約 9,500	約 9,600
建物被害率	全壊及び焼失	約 43.7%			約 40.8%
	半 壊	約 28.0%	約 27.7%	約 27.7%	約 28.0%

ブロック塀等転倒数	約 1,700 件
屋外落下物が発生する建物数	約 5,900 棟

注 1 全壊とは、災害の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく全壊をいう。

2 半壊とは、市外の被害認定統一基準による自治体判定基準に基づく半壊をいう。

3 人的被害に係る想定結果

（単位：人）

項 目		被害区分	予知なし			予知あり		
			冬・深夜	夏・昼	冬・夕	冬・深夜	夏・昼	冬・夕
建 物 倒 壊 (うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物)		死 者 数	約 600 (約 50)	約 300 (約 40)	約 500 (約 40)	約 200 (約 10)	約 90 (約 10)	約 100 (約 10)
		重傷者数	約 1, 400 (約 100)	約 2, 700 (約 100)	約 1, 600 (約 100)	約 400 (約 30)	約 800 (約 30)	約 500 (約 20)
		軽傷者数	約 2, 200 (約 600)	約 3, 000 (約 400)	約 2, 100 (約 400)	約 600 (約 100)	約 900 (約 100)	約 600 (約 90)
津 波	早期避難率高 ＋呼びかけ	死 者 数	約 10	－	－	－	－	－
		重傷者数	－	－	－	－	－	－
		軽傷者数	－	－	－	－	－	－
	早期避難率低	死 者 数	約 10	－	約 10	－	－	－
		重傷者数	－	－	－	－	－	－
		軽傷者数	－	－	－	－	－	－
山・がけ崩れ		死 者 数	－	－	－	－	－	
		重傷者数	－	－	－	－	－	－
		軽傷者数	－	－	－	－	－	－
火 災		死 者 数	約 30	約 20	約 70	－	－	－
		重傷者数	約 10	約 10	約 20	－	－	－
		軽傷者数	約 20	約 20	約 50	約 10	約 10	約 10
ブロック塀の転倒、 屋外落下物		死 者 数	－	－	－	－	－	－
		重傷者数	－	－	約 10	－	－	－
		軽傷者数	－	約 10	約 20	－	－	－
死 傷 者 数 合 計	早期避難率高 ＋呼びかけ	死 者 数	約 600	約 300	約 500	約 200	約 90	約 100
		重傷者数	約 1, 500	約 2, 700	約 1, 600	約 400	約 800	約 500
		軽傷者数	約 2, 300	約 3, 000	約 2, 200	約 700	約 900	約 600
	早期避難率低	死 者 数	約 600	約 300	約 500	約 200	約 90	約 100
		重傷者数	約 1, 500	約 2, 700	約 1, 600	約 400	約 800	約 500
		軽傷者数	約 2, 300	約 3, 000	約 2, 200	約 700	約 900	約 600
自力脱出困難者 数・要救助者数		地 震 動	約 3, 500	約 3, 600	約 3, 400	約 1, 000	約 1, 000	約 1, 000
		津 波	－	－	－	－	－	－

「－」：被害わずか

注 1 端数処理のため合計値が各数値の和に一致しない場合がある。

2 倒壊：建物が構造的に倒壊・崩壊した状態を指し、岡田・高井（1999）による建物破壊パターンチャートの D5 以上相当。全壊に含まれる。

3 重傷者：1 ヶ月以上の治療を要する負傷者をいう。

4 軽傷者：1 ヶ月未満の治療を要する負傷者をいう。

13-3 遠地津波により予想される災害

チリ沖地震のように南北アメリカ大陸沿岸等の環太平洋地域で発生した地震による遠地津波についても警戒が必要である。

1 概要

- （1）遠地津波は、国外など遠方で発生する地震により生じた津波である。
- （2）遠地津波は、海溝型巨大地震に伴って発生するものであるが、地球上の海溝の大部分が太平洋にあり、環太平洋地震帯を作っているため、日本には太平洋各地から遠地津波が襲来する。
- （3）過去の遠地津波で大津波を記録したのは、チリ海溝及び千島・カムチャッカ海溝等で起きた地震に伴う津波である。
- （4）過去の事例によると、遠地津波が襲来するまでのおおよその時間については、チリ沖地震の場合で24時間後、インドネシア・パプアニューギニアの場合で6～7時間後、千島・カムチャッカ半島の場合で3時間後に第1波が到達する場合がある。

2 特徴等

- （1）津波が遠地で起きる地震で発生するため、地震の揺れを感じることがなくても津波に襲われる。
- （2）遠地津波は途中経路の地形により様々な屈折や反射をしながら伝わる。そのため、遠地津波は一般に近地津波に比べて津波の減衰が遅くなり、すなわち津波の継続時間が長くなる傾向がある。例えば、チリ沖地震では津波が1日続き、インドネシアの地震では6～8時間継続したことがある。
- （3）遠地津波では、到達途中での反射などにより、最大波が第1波のかなり後に襲来することがあり、第3波や第4波が最大波となることがある。
- （4）遠地津波は、地震を感じることなく不意に襲来することや継続時間が長いことから、早期に津波関連情報を取得し、避難態勢や防災体制を確立することや、津波警報が解除されるまで避難態勢を維持することが重要である。

第2章 平常時対策

津波発生時に、的確な防災対策が講じられるようにするため、平常時に行う防災思想の普及、防災訓練等について定める。

第1節 防災思想の普及

（地震対策編 第2編「平常時対策」第1章「防災思想の普及」に準ずる。）

第2節 自主防災活動

（地震対策編 第2編「平常時対策」第2章「自主防災活動」に準ずる。）

第3節 防災訓練の実施

- 1 津波災害発生時に的確な防災対策を実施するための訓練について定める。
- 2 市民は、自主防災組織及び事業所等の防災組織の構成員として、市や県の実施する訓練に積極的に参加し、的確な防災対応を体得するものとする。
- 3 なお、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮したものを実施し、要配慮者の支援体制の整備に努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

23-1 袋井市

1 防災訓練の内容

- （1）市は、総合防災訓練、地域防災訓練及び津波避難訓練を実施する。その他、国、県、他の市町及び防災関係機関と共同して、又は単独で、県に準ずる各種の防災訓練を実施する。
- （2）訓練に当たっては、南海トラフ地震に関連する情報が発表される場合及び突発地震が発生する場合、それぞれ各種の時間帯を想定して実施し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れる等随時訓練内容の高度化を図り、初動体制及び情報収集・伝達体制の強化等により実効性の上がる訓練を行い、防災対応への習熟度を高める。
- （3）要配慮者の避難誘導、救出・救助、自主防災組織と事業所等との連携による防災活動など、地域の特性に配慮して実施するものとする。
- （4）訓練終了後は評価を実施し、課題・問題点を明確にし、必要に応じ体制等の改善を行う。
- （5）随時、図上訓練を実施し、防災対策の見直しに資する。

2 津波避難訓練

- （1）3月11日を含む10日間を「津波対策推進旬間」と定め、年1回以上津波避難訓練を実施する。
- （2）この訓練は、「津波警報」が発表されたことを想定するものとし、県が作成した訓練内容に関する指針を参考に実施する。

3 県及び防災関係機関の防災訓練に対する協力等

- （1）市は、県及び防災関係機関に対し、市が実施する訓練に参加を要請する。
- （2）市は、県及び防災関係機関が実施する訓練に可能な限り参加、協力する。

4 防災訓練の実施回数

- （1）総合防災訓練 年1回以上
- （2）個別防災訓練 年1回以上

5 防災訓練の広報

訓練に市民等の積極的参加を求め、又は訓練に伴う混乱を防止するため、必要な広報を行う。

第4節 津波災害予防対策の推進

市及び県は、津波災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波を想定する。

市及び県は、津波対策の検討において、二つのレベルの津波の想定とそれぞれの対策を進める。

- ・最大クラスの津波に対する住民避難を軸とした総合的な対策
- ・比較的頻度の高い津波に対する海岸保全施設等の整備

市及び県は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するための対策等平常時の予防対策を定める。

市は、令和5年度から令和14年度までの10年間の行動計画として、「袋井市地震・津波対策アクションプログラム2013」の後継となる「地震・津波対策アクションプログラム2023」を策定し、これまでの10年間の成果・課題を踏まえ、静岡県第4次地震被害想定で推計される犠牲者の更なる減少を図るための対策に加え、被災後の市民生活の健全化にも重点を置き、県内市町と連携して、ハード・ソフト両面から防災・減災対策を推進する。

24-1 避難誘導体制の確保

1 市長の避難計画の策定

市は、次の事項及び県が作成する「大規模地震対策『避難計画策定指針』」に留意して、避難計画の策定に努めるものとする。

(1) 津波避難対象地域の指定

津波注意報、津波警報及び大津波警報発表時に避難指示の対象とする地域として、津波による浸水の発生の危険が予想される地域を津波避難対象地域として指定する。（資料2-6-1）

(2) 避難場所、津波避難施設、避難路の指定

津波避難対象地域の状況に応じ、住民の避難のための避難場所、津波避難施設、避難路等の指定を行う。

ア 津波避難対象地域の住民の避難のため、避難場所を指定する。（資料2-6-1）

イ 突発地震発生時の緊急避難の用に供する避難ビル等の施設を指定する。（資料2-6-1）

ウ 津波避難対象地域から避難場所までの幹線避難路を指定するとともに、各地域においては、安全で最短の避難路を設定する。（資料2-6-1）

2 平常時に実施する災害予防措置

(1) 避難誘導体制整備

ア 市長は、避難対象地域の住民に対し、危害の様相、情報伝達手段、情報伝達内容、津波避難場所、避難路、避難施設等避難に関する留意すべき事項を周知するとともに、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、市民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努める。

イ 市及び県等は、防災対応や避難誘導に当たる者の危険を回避するため、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めるものとする。また、特に市等が消防機関及び水防団による津波からの円滑な避難の確保等のために実施すべき事項は、次のとおりとする。

(ア) 津波警報等の情報の的確な収集及び伝達

(イ) 津波からの避難誘導

(ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

(エ) 津波到達予想時間等を考慮した避難ルールの確立 等

ウ 市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とし、津波警報等で発表される津波高に応じた発令対象区域を定める

など、具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。

（２）避難対象地域における予防措置

避難対象地域については、次の予防措置を講ずる。

ア 津波浸水想定図

市は、県と協力して、過去の津波被害事例及び市独自の津波シミュレーション等を参考に、津波浸水想定図を作成し、海拔標示等を行う等、住民への広報に努める。（資料２－６－１）

イ 避難方法等の周知

市長は、当該地域を避難対象地域として指定するとともに、当該地域の住民等に対して津波の危険や津波注意報、津波警報及び大津波警報、避難指示の意味合い、避難方法等の周知に努める。

ウ 避難対策

（ア）市長は、海岸の管理者と協議して、避難地等を標示したわかりやすい案内看板を設置するとともに、関係団体の協力を得て要配慮者の避難誘導體制を整備するなど、避難対策等の防災対策を推進する。

（イ）市及び県は、現地の地理に不案内な観光客、出張者等の一時滞在者が想定される場合は、避難対象地域であることや想定浸水深、避難場所・避難経路等について、看板・チラシ・パンフレット等により広報するなど、一時滞在者の円滑な避難対策に配慮するよう努める。

（ウ）市及び県は、海浜利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防潮堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための標識板等の整備に努める。

エ 警戒宣言、津波警報等発令時

市長は、警戒宣言及び津波警報等が発せられた場合には、直ちに海岸から離れ避難場所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

オ 地震発生時

（ア）市長は、突発地震にも備えるため、建物所有者の協力を得て津波から逃れるための避難ビルの確保に努める。

（イ）当該地域の住民に対して、立ってられないほどの強い地震が起こった場合又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、直ちに海岸から離れ、避難ビル、高台又は避難場所等へ避難する等、住民のとるべき行動について周知徹底に努める。

カ 水門、陸閘

水門等管理者は、水門、陸閘等の操作の体制及び手順を定め、関係者に周知するとともに、陸閘の常時閉鎖を推進する。

２４－２ 津波に強いまちづくり

- 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、警戒避難体制の整備を進め、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 市及び県は、浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画、の策定に努めるとともに、短時間で避難が可能となるよう計画的な避難施設の整備、民間施設の活用など、リスク軽減対策を講じながら、津波に強いまちの形式を図るものとする。
- 市及び県は、地域防災計画、都市計画、立地適正化計画等の作成に当たり、津波防災の観点を踏まえ、検討段階から共同で取り組むなど、計画相互の有機的な連携を図るものとする。
- 市及び県は、津波による危険の著しい区域については、人的災害を防止するため、津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について、検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- 市及び県は、津波による浸水実績及び津波浸水想定を公表し、安全な土地利用、津波発生時の警戒避難体制の整備を行う。
- 市及び県は、行政関連機関、要配慮者に係る施設については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、建築物の耐浪化、非常用電源の設置場所の工夫など施設の防災拠点化を図るとともに、中長期的には浸水の危険性

のより低い場所へ誘導を図るものとする。

- 7 市及び県は、最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。

24-3 津波避難施設等の整備・維持管理

- 1 市及び県は、津波から迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指す。
- 2 市は、津波による災害の発生を予防し又は軽減するため、「袋井市地震・津波対策アクションプログラム 2023」に基づき施設の維持管理に努める。
- 3 市及び県は、避難地（屋内施設含む）・津波避難施設の整備に当たり、可能な限り津波の浸水の危険性が低く、かつ避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によっては更なる避難が可能となる場所に整備するよう努める。
- 4 避難地（屋内施設含む）・津波避難施設を津波による浸水の恐れがある場所に整備する場合は、想定浸水深を十分考慮した高さに避難者を受け入れる部分が配置され、かつ、その部分までの避難上有効な階段その他の経路を備えた施設等を整備するものとする。
- 5 市及び県は、市民の津波からの円滑な避難を確保するため、避難対象地域等における水道管の破損を防止する措置（耐震性を備えた管路及び配水池緊急遮断弁の整備等）に努めるものとする。
- 6 市及び県は、避難路・避難階段の整備に当たっては、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。
- 7 市は、津波による災害の発生を予防し又は被害の軽減を図るため、次のことを実施する。

（1）適切な避難行動の周知徹底

市民一人ひとりに、津波に関する正確な知識や発災時にとるべき行動を理解いただけるよう、あらゆる機会をとらえて周知を図るとともに、実践的な津波避難訓練を定期的実施する。

（2）安全な避難空間の確保

津波到達時間内に安全に避難できるよう、津波避難タワーや命山の設置、津波避難ビルの指定、避難路の整備等により避難困難エリアの解消に努める。

（3）住民への伝達手段の多重化・多様化

津波警報等の情報が、市民一人ひとりに迅速に届くよう、防災行政無線や緊急速報メール、視・聴覚的伝達方法等の伝達手段の強化に努める。

市及び県は、赤と白の格子模様の旗（津波フラッグ）による津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国等の関係機関と連携し、普及啓発を図るものとする。

（4）「袋井市静岡モデル」防潮堤の整備

既存の防災林、砂丘、道路の嵩上げ・補強等による安全度の向上策「袋井市静岡モデル」防潮堤の整備を推進する。整備に当たっては、潜在自然植生、先人の知恵、地域の人々という地域の場の力を活かして行う県の「ふじのくに森の防潮堤づくり」と連携して推進し、多重防御による津波被害の軽減を図る。

第3章 災害応急対策

津波災害が発生した場合の市、県、防災関係機関、事業所及び市民等の災害応急対策について定める。
なお、ここに定めのないものについては、「一般対策編」及び「地震対策編」に準ずる。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は、静岡県災害対策本部西部方面本部（以下「県西部方面本部」という。）を通じて行うことを基本とする。

第1節 防災関係機関の活動

津波発生時の市及び防災関係機関の災害応急対策の組織、要員の確保及び活動の概要並びに袋井市警戒本部（以下「市警戒本部」という。）との関連について定める。

3-1-1 袋井市

1 袋井市災害対策本部の設置

- （1）市長は、津波災害が発生し災害応急対策を実施する必要があると認めた時は、袋井市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。
- （2）災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。（資料2-2-4）
- （3）市警戒本部から市災害対策本部への移行に当たっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

2 組織及び所掌事務

- （1）市災害対策本部、市災害対策本部の支部、市現地災害対策本部の編成及び運営は、袋井市災害対策本部条例（平成17年4月1日袋井市条例第156号）及び袋井市災害対策本部運営要領（平成17年4月1日告示第231号）（以下「災害対策本部運営要領」という。）（資料2-2-3、4）の定めるところによる。
- （2）市災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
 - ア 津波情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
 - イ 災害応急対策の実施又は民心安定上必要な広報
 - ウ 消防、水防その他の応急措置
 - エ 被災者の救助、救護、その他の保護
 - オ 施設及び設備の応急の復旧
 - カ 防疫その他の保健衛生
 - キ 避難指示又は警戒区域の設定
 - ク 緊急輸送の実施
 - ケ 被災者等に対する食料、飲料水及び日用品の確保、配給
 - コ 県への要請、報告等、県との災害応急対策の連携
 - サ 自主防災組織との連携及び指導
 - シ ボランティアの受入れ

3 消防、水防機関の措置

- （1）袋井消防本部
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火・救急・救助活動
 - ウ 地域住民等への避難指示の伝達
- （2）袋井市消防（水防）団
 - ア 被害状況等の情報の収集と伝達
 - イ 消火活動、水防活動及び救助活動
 - ウ 津波避難場所の安全確保及び避難路の確保
 - エ 地域住民等の津波避難場所への誘導

オ 危険区域からの避難の確認

カ 自主防災組織との連携、指導、支援

4 職員動員及び配備

職員の動員及び配備は、災害対策本部運営要領（資料編（2-2-4））の定めるところによる。ただし、津波被害が想定される支部については、津波警報解除後に各支部へ参集するものとする。

5 防災会議の開催等

- （1）市災害対策本部が設置された場合、必要に応じ、袋井市防災会議（以下「防災会議」という。）を開催し、情報の収集、災害応急対策の連絡調整、応急対策の計画作成、災害応急対策の実施推進等を行う。
- （2）この場合、招集される防災会議の委員は、災害応急対策の内容に応じて防災会議の会長が必要と判断した範囲のものとする。
- （3）防災会議の委員は、災害対策本部との連携を図るため、必要に応じ、職員を災害対策本部へ派遣する。
- （4）防災会議の運営に当たっては、警戒本部の本部員会議との継続性の確保について配慮するものとする。

3 1-2 静岡県警察（袋井警察署（中央・山梨・浅羽交番、市内各警察官駐在所））

- 1 津波関連情報の収集及び提供（県警ヘリコプターによる偵察を含む。）
- 2 民心安定のための広報
- 3 避難勧告・指示の伝達及び退去の確認並びに津波避難場所の安全確保及び秩序の維持
- 4 社会秩序維持等のための取り締まり等
- 5 交通路、避難路及び緊急交通路の確保

3 1-3 防災関係機関

防災関係機関は、災害応急対策として、概ね、次の措置を講ずるものとする。

1 指定地方行政機関

- （1）総務省東海総合通信局
電気通信及び放送のための応急対策及び非常通信の監理
- （2）財務省東海財務局（静岡財務事務所）
 - ア 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社等に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請
 - イ 地方公共団体において国有財産（普通財産）を災害応急対策の実施の用に供するときは、当該地方公共団体に対する無償貸付の適切な措置
- （3）厚生労働省静岡労働局（磐田労働基準監督署）
 - ア 事業所等の被災状況の把握
 - イ 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導
- （4）農林水産省関東農政局（静岡県拠点）
食料需要に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- （5）関東森林管理局（天竜森林管理署）
市及び県からの要請に対する災害復旧用材（国有林材）の供給
- （6）国土交通省中部地方整備局（浜松河川国道事務所、清水港湾事務所）
 - ア 施設整備対策
 - （ア）河川管理施設等の対策等
 - （イ）道路施設対策等
 - （ウ）港湾施設対策等
 - （エ）営繕施設対策等
 - （オ）電気通信施設対策等

- イ 初動対応
 - 地方整備局災害対策本部等からの指示により情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣し、被災地方公共団体等が行う、被災状況の迅速な把握、被害発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
- ウ 災害対策用建設機械等の出動及び管理
- エ 他機関との協力
- オ 広報
- (7) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保
 - イ 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保
 - ウ ガスの安定供給に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
- (8) 経済産業省中部経済産業局
 - ア 電気の安定供給に関すること
 - イ ガスの安定供給に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
- (9) 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - イ ガスの安全確保に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域を除く）
- (10) 経済産業省中部近畿産業保安監督部
 - ア 電気の安全確保に関すること
 - イ ガスの安全確保に関すること（平成17年3月31日における旧磐田郡浅羽町の区域に限る）
- (11) 国土交通省中部運輸局（静岡運輸支局）
 - ア 陸上輸送に関すること
 - （ア）緊急輸送の必要性があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置
 - （イ）市からの要請に対する車両等のあっせん
 - イ 海上輸送に関すること
 - （ア）県内海上輸送事業者に対する緊急海上輸送の協力要請
 - （イ）県内船舶が使用できない場合の他県に対する支援要請
- (12) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）
 - ア 大津波警報及び津波警報、津波注意報の通知、津波情報等の発表又は通報並びに解説
 - イ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市長から通報された時、気象庁へ報告及び適切な措置
 - ウ 必要に応じて気象警報及び注意報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
 - エ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- (13) 国土地理院中部地方測量部
 - ア 災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用を図る。
 - イ 国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用を図る。
 - ウ 地理情報システムの活用を図る。
- (14) 海上保安庁第三管区海上保安本部（清水海上保安部、御前崎海上保安署）
 - ア 在港泊船舶及び沿岸住民に対する津波警報等の伝達周知
 - イ 海難船舶等の海上における人命の安全確保
 - ウ 巡視船艇による主要港湾等の被害調査
 - エ 危険物積載船及び在港船等の保安のための避難勧告、入港制限、移動命令、航行制限、荷役の中止勧告等海上交通の安全確保に必要な措置
 - オ 船舶交通安全のための水路の検測及び応急航路標識の設置
 - カ 海上における災害に係る救助・救急活動

キ 船艇による沿岸周辺海域における治安の維持

(15) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関との連絡調整、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
- エ 放射性物質による汚染状況の情報収集及び提供並びに汚染等の除去への支援

(16) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 防衛省南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

2 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（袋井郵便局、浅羽郵便局、市内各郵便局）

- ア 災害の態様及び公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施
 - （ア）被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - （イ）被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - （ウ）被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - （エ）被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。

(2) 日本赤十字社（静岡県支部）

- ア 医療、助産、こころのケア及び遺体処理に関すること
- イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- ウ 被災者に対する救援物資の配布
- エ 義援金の募集配分
- オ 災害救助の協力奉仕者の連絡調整
- カ その他必要な事項

(3) 日本放送協会（静岡放送局浜松支局）

- ア 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成
- イ 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施
- ウ 地方公共団体及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送

(4) 中日本高速道路株式会社（東京支社）

- ア 交通状況に関する関係機関との情報連絡
- イ 緊急輸送路確保のための応急復旧作業の実施
- ウ 県公安委員会が行う緊急交通路の確保に関する交通規制への協力
- エ 津波発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力

(5) 東海旅客鉄道株式会社（袋井駅・愛野駅）、日本貨物鉄道株式会社

- ア 災害時における応急救護活動
- イ 応急復旧用資材等の確保
- ウ 危険地域の駅等の旅客等について、関係市町と協議した避難地への避難、誘導
- エ 鉄道施設の早期復旧

(6) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）、株式会社NTTドコモ東海支社（静岡支店）

- ア 防災関係機関の重要通信の優先確保

イ 被害施設の早期復旧

ウ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害用伝言板、災害用音声お届けサービスの提供

（7）日本通運株式会社（浜松支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社

緊急輸送車両の確保及び運行

（8）中部電力株式会社（磐田営業所、掛川営業所）、中部電力パワーグリッド株式会社

ア 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報

イ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報

（9）KDDI 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社

重要な通信を確保するために必要な措置の実施

（10）一般社団法人日本建設業連合会、一般社団法人全国中小建設業協会

公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

（11）株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス

市からの要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施

3 指定地方公共機関

（1）一般社団法人静岡県医師会（磐田医師会・袋井市医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（磐田歯科医師会）、公益社団法人静岡県薬剤師会（小笠袋井薬剤師会）、公益社団法人静岡県看護協会（中東遠地区支部）、公益社団法人静岡県病院協会（西部支部）

ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施

イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）

ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）

（2）都市ガス会社（袋井ガス株式会社）

ア 原料貯槽、ガスホルダー等主要施設における流失防止のための緊急遮断

イ 需要家へのガス栓の閉止等の広報及び被害状況の把握と製造、供給制限

ウ 必要に応じて代替燃料の供給

エ 災害応急復旧の早期実施

（3）一般社団法人静岡県LPガス協会（西部支部袋井地区）

ア 需要家へのガス栓の閉止等の広報

イ 必要に応じた代替燃料の供給の協力

（4）民間放送機関（静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ、静岡エフエム放送株式会社）

あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく放送

（5）一般社団法人静岡県トラック協会（中遠支部）

協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行

（6）土地改良区（磐田用水東部土地改良区、大井川右岸土地改良区、豊笠土地改良区、磐田原土地改良区）

ア 用水の緊急遮断

イ 災害応急復旧の実施

ウ 津波発生時に消防機関が行う消火活動への協力

（7）一般社団法人静岡県建設業協会（袋井建設業協会）

道路施設等の被害調査、復旧に関する協力

（8）公益社団法人静岡県栄養士会

ア 要配慮者等への食料品の供給に関する協力

イ 避難所における健康相談に関する協力

（９）富士山静岡空港株式会社

大規模な広域防災拠点としての応援部隊等の受入支援

第２節 情報活動

情報の収集伝達を迅速かつ的確に実施するため、市、県及び防災関係機関の連携の強化による情報の一元化を図ることを基本として、情報の収集及び伝達体制の整備を推進することを目的とする。

なお、詳細については、「一般対策編第３章災害応急対策計画第４節通信情報計画」に準ずる。

また、南海トラフ地震臨時情報発表時における情報の収集及び伝達体制については、地震対策編第４章南海トラフ地震臨時情報への対応を参照するものとする。

３２－１ 津波情報等の種類**１ 大津波警報、津波警報、津波注意報の発表等**

（１）気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

（２）津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。

（３）地震の規模（マグニチュード）が８を超えるような巨大地震は地震の規模を数分以内に精度よく推定することが困難であるから、推定した地震の規模が過小に見積もられるおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的な表現で発表する。この場合は、地震発生からおよそ１５分程度で求められる、精度の良い地震規模（モーメントマグニチュード）をもとに、予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

ア 津波警報等の種類と津波の高さ

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		津波警報等を見聞した場合にとるべき行動
			数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで３ｍを超える場合	１０ｍ＜高さ	１０ｍ超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		５ｍ＜高さ≤１０ｍ	１０ｍ		
		３ｍ＜高さ≤５ｍ	５ｍ		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１ｍを超え、３ｍ以下の場合	１ｍ＜高さ≤３ｍ	３ｍ	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで０.２ｍ以上、１ｍ以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	０.２ｍ≤高さ≤１ｍ	１ｍ	（表記なし）	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない

注）「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位の差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

イ 津波警報等の留意事項

- (ア) 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
- (イ) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。
- (ウ) 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 津波予報区・津波情報の種類

日本の沿岸は66の津波予報区に分けられている。そのうち、袋井市が属する津波予報区、津波情報の種類は、以下のとおりである。

津波予報区	区 域	津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁



第1図 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

3 津波情報の発表等

気象庁は、津波警報等を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表する。

(1) 津波情報の種類と発表内容

情報の種類	発表内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表 [発表される津波の高さの値は、「津波警報等の種類と発表される津波の高さ等」参照]
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表（※1）
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表（※2）
津波に関するその他の情報	津波に関するその他の必要な事項を発表

※1 津波観測に関する情報の発表内容

- 沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。
- 最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

（２）最大波の観測値の発表内容

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報 (特別警報)	観測された津波の高さ $> 1\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	「観測中」と発表
津波警報	観測された津波の高さ $\geq 0.2\text{ m}$	数値で発表
	観測された津波の高さ $< 0.2\text{ m}$	「観測中」と発表
津波注意報	(すべて数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

※２ 沖合の津波観測に関する情報の発表内容

- ・沖合で観測された津波の第１波の観測時刻と押し引き、その時点における最大波の観測時刻と高さ観測点ごとに、及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値（第１波の到達時刻、最大波の到達時刻と高さ）を津波予報区単位で発表する。
- ・最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。
- ・ただし、沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

（３）最大波の観測値及び推定値の発表内容（沿岸から 100 km 程度以内にある沖合の観測点）

発表中の津波警報等	発表基準	発表内容
大津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 3\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 3\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波警報	沿岸で推定される津波の高さ $> 1\text{ m}$	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	沿岸で推定される津波の高さ $\leq 1\text{ m}$	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値は「推定中」と発表
津波注意報	(すべての数値で発表)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

（４）津波情報の留意事項等

ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報

（ア）津波到達予想時刻は、津波予報区のなかで最も早く津波が到達する時刻である。同じ予報区のなかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては１時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。

（イ）津波の高さは、一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なるから、局所的に予想される津波の高さより高くなる場合がある。

イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報

津波と満潮が重なると、潮位が高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。

ウ 津波観測のに関する情報

（ア）津波による潮位変化（第１波の到達）が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。

（イ）場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりもさらに大きな津波が到達しているおそれがある。

エ 沖合の津波観測に関する情報

（ア）津波の高さは、沖合での観測地に比べ、沿岸ではさらに高くなる。

（イ）津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に到着するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。

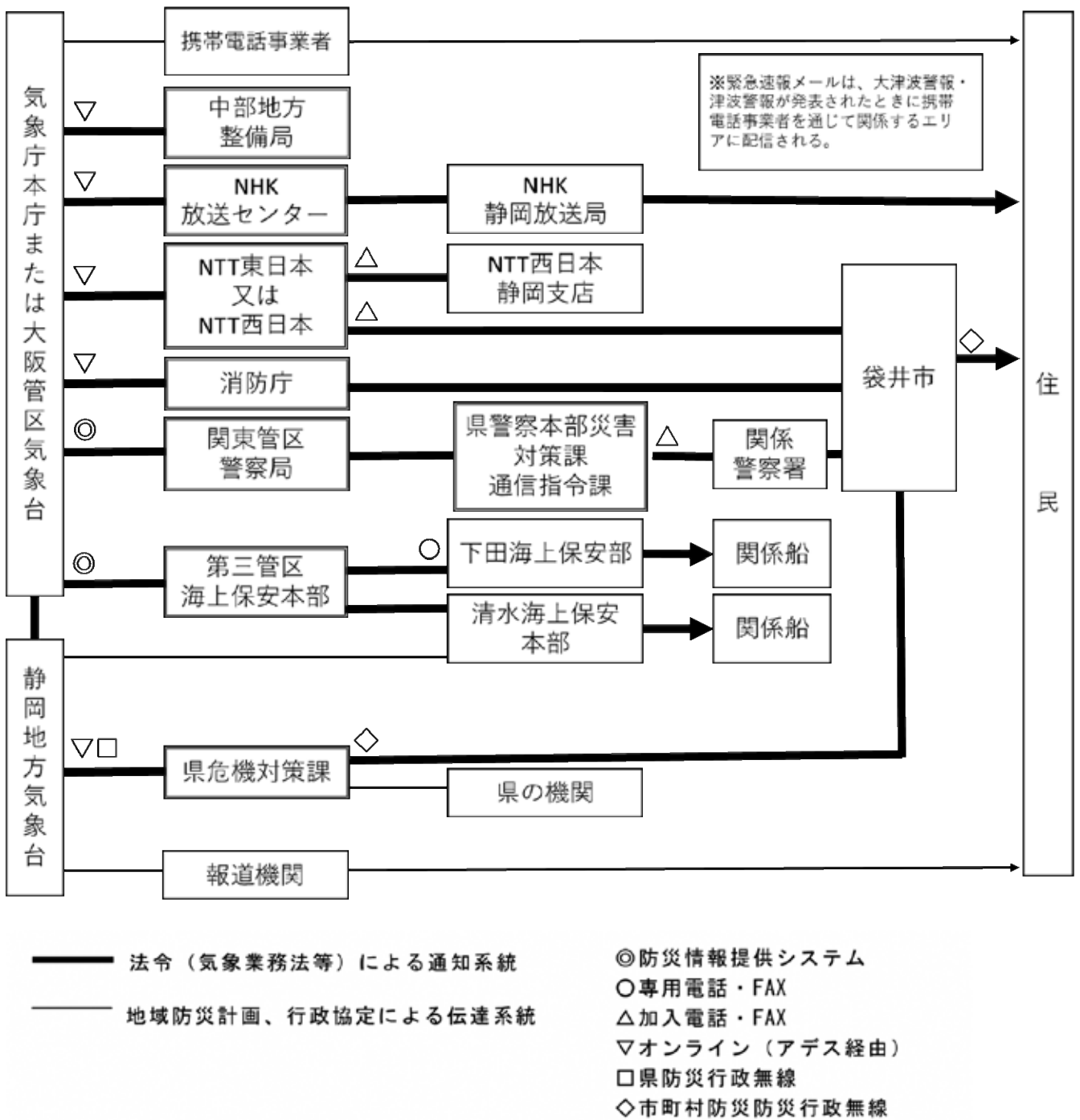
4 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表する。

津波予報の発表基準と発表内容

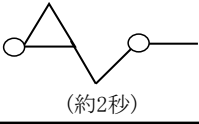
発表される場合	内 容
津波が予想されないとき （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表
0.2m未満の海面変動が予想されたとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対策の必要がない旨を発表
津波警報等の解除後も海面変動が継続するとき （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表

3 2 - 2 津波情報等の伝達系統図

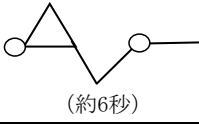
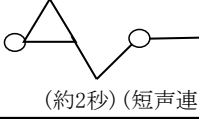


注）特別警報が発表された際に、県から市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務付けられている。

津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)(約1分)  (約3秒)

津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒)(短声連点)

- (注) 1 「津波無し」の津波注意報を行った場合 (注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。
は、標識を用いない。
2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

沿岸市町一覧表（令和5年4月1日時点）

地域局	沿 岸 ・ 市 町 一 覧 表						沿岸市町	津波避難計画策定済の市町
賀 茂	下田市	東伊豆町	河津町	南伊豆町	松崎町	西伊豆市	6	6
東 部	沼津市	熱海市	伊東市	富士市	◎伊豆市		5	5
中 部	静岡市	焼津市	牧之原市	吉田町			4	4
西 部	浜松市	磐田市	掛川市	袋井市	湖西市	御前崎市	6	6
計							21	21

- (注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う。
2 の市町は津波災害警戒区域の指定があった市町
3 ◎の市町は津波災害特別警戒区域の指定があった市町

第3節 広報活動

（一般対策編第3章「災害応急対策計画」第5節「災害広報計画」に準ずる。）

第4節 災害の拡大防止活動

災害の拡大を防止するため水防活動及び人命の救出活動について、市、県、自主防災組織並びに市民が実施すべき事項を示す。

34-1 水防活動

津波に対する水防活動の概要を示す。

なお、水防活動のための水防組織並びに水防活動の具体的内容については、市及び県の水防計画の定めるところによる。

1 水防管理者及び水防管理団体の活動

- （1）津波の襲来が予想され、著しい危険が切迫していると認められるときは、知事の命を受けた県職員又は水防管理者は、必要とする区域の居住者に対し避難の呼びかけを行う。なお、呼びかけを行った旨を袋井警察署長に通知する。
- （2）水防管理者、水防団長又は消防長は、水防上危険な個所を発見したときは、直ちに関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は、水防団員等の安全を確保した上で必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。
- （3）河川、ため池、水門、樋門等の管理者は被害状況を把握し、直ちに関係機関に通報するとともに必要な応急措置を講ずるものとする。

2 水防活動の応援要請

- （1）水防管理団体は、相互に協力するとともに、必要に応じ応援を要請する。
 - ア 水防管理者は、水防上必要があるときは、あらかじめ相互に協定した隣接水防管理者に対し応援を要請する。
 - イ 水防管理者は、水防のために必要があるときは、袋井警察署長に対して、警察官の出動を要請する。
- （2）市長は、必要があるときは、次の事項を示し、県に自衛隊の派遣要請を要求する。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 期間その他応援に必要な事項

3 4-2 人命の救出活動

1 人命救出活動の基本方針

- （1）救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。
- （2）県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。
- （3）県は救出活動に関する応援について市町間の総合調整を行う。
- （4）市は、市内における関係機関による救出活動について総合調整する。
- （5）自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。
- （6）自衛隊の救出活動は、本章第6節「広域応援活動」の定めるところにより行う。

2 袋井市

- （1）市職員を動員し負傷者等を救出する。
- （2）市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また、必要に応じ民間団体の協力を求める。
 - ア 応援を必要とする理由
 - イ 応援を必要とする人員、資機材等
 - ウ 応援を必要とする場所
 - エ 応援を必要とする期間
 - オ その他周囲の状況等に応援に関する必要な事項

3 静岡県

- （1）知事は、市町から負傷者等の救出活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。
 - ア 県職員を派遣し救出活動を支援する。
 - イ 他の市町長に対し応援を指示する。
 - ウ 自衛隊に対し支援を要請する。
 - エ 救出活動の総合調整を行う。
 - オ 行方不明者の捜索・救助を容易にするため、航空機等による騒音の発生を禁止するサイレントタ

イムの設定を行い、関係機関に対し協力を要請する。

（２）災害救助法に基づく県の実施事項については、静岡県地域防災計画「共通対策編」による。

４ 県警察（袋井警察署）

被害状況に応じて可能な限り警察官を派遣し、負傷者等の救出にあたる。

５ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

（１）組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

（２）救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。

（３）自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

（４）自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。

（５）救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

６ 自衛隊

県の要請に基づき救出活動を実施する。

第５節 避難活動

津波災害が発生した時の避難対策及び避難生活の基本となる事項を示す。

３５－１ 避難対策

１ 基本方針

（１）津波災害発生時においては、避難対象地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、市民等の生命、身体の安全確保に努める。

（２）情報提供、避難誘導及び避難所の運営に当たっては、要配慮者等に配慮するものとする。

（３）避難対策の周知に当たっては、住民においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

２ 情報・広報活動

（１）市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報の収集及び伝達を的確に行い、その内容は、本章第２節「情報活動」に準ずる。

（２）市、県及び防災関係機関は、津波に関する情報を的確に住民に広報し、その内容は、本章第３節「広報活動」に準ずる。また、自主防災組織等の協力を得て、災害時要援護者への的確な情報提供に配慮する。

（３）住民は、適切な避難行動のため、同時通報無線、ラジオ、テレビ等を通じ、可能な限り津波に関する情報を入手するよう努める。

３ 避難のための指示

（１）指示の基準

ア 市長は、津波により災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、必要と認める地域の住民等に対し、避難指示を発令する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市長から要請のあったときは、住民等に対して避難の指示をする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長がその事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市長に代わって避難指示の発令（以下「指示」という。）をする。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、危険が切迫している住民等に対して、避難の措置を講ずる。この場合、自衛官は、直ちに避難の措置を講じた旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

（２）指示の内容

避難の指示等を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

- ア 避難の指示が出された地域名
- イ 避難路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

（３）指示の伝達方法

市長又は知事は、避難の指示をしたときは、直ちに指示が出された地域の住民に対して、同時通報用無線等により放送するほか、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

4 津波からの避難対策

津波による被害を防止、軽減するため、次の措置をとる。

（１）市が実施する自衛措置

ア 津波注意報が発表された場合

（ア）安全を確保の上、海面の監視及び情報収集を行い、被害を伴う津波の発生が予想される時は、市長は市民に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。なお、市長が行う避難指示については、「3 避難のための指示」等に準ずる。

（イ）市民、沿岸施設関係者等に津波注意報を適切な手段により迅速に伝達し、ラジオ及びテレビによる報道並びに市が広報する情報に注意するよう呼びかける。

（ウ）釣り人及びサーファー等（以下「海浜利用者等」という。）に対し、避難指示の伝達に努める。

イ 大津波警報・津波警報が発表された場合

市長は、直ちに市民、沿岸施設関係者等及び海浜利用者等に対して、同時通報用無線等によって緊急に避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

ウ 震度6弱以上の強い揺れを感じた場合

市長は、直ちに津波避難対象地域にある市民、海浜利用者等に対して、避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

エ 津波注意報又は津波警報は発表されていないが、震度4程度以上の強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合

（ア）海面の監視

気象官署から津波警報・注意報並びに津波予報が届くまでの間、少なくとも30分間は、安全を確保の上、海面の状態を監視する。

（イ）報道の聴取

揺れを感じてから少なくとも1時間は、ラジオ及びテレビによる当該地震又は津波に関する報道を聴取する。

（ウ）避難の指示等

海面の監視、報道の聴取等により、被害を伴う津波の発生が予想されるときは、市長は市民、海浜利用者等に対して避難指示を伝達するなどの必要な措置をとる。

オ 遠地津波が発生した場合

（ア）気象庁から発表される津波到達予想時間・予想される津波の高さに関する情報などの津波情報に注視し、情報収集や警戒体制の確立などの必要な措置をとる。

（イ）津波注意報または津波警報が発令された場合には、上記の必要な措置をとる。

（ウ）市民、沿岸施設関係者、海浜利用者に対して、遠地津波の特性（最大波が第1波のかなり後に襲来することがある、津波の継続時間が長いなど）を周知し、避難等の必要な措置に万全を期す。

（２）市民が実施する自衛措置

ア 海浜付近の住民及び海浜利用者は、強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、避難指示を受けるまでもなく、直ちに海浜から離れ、高台、避難地等の安全な場所に避難する。また、強い揺れを感じなかった場合でも、津波警報が発表されたときは、同様に直ちに安全な場所に避難する。

イ 海浜利用者等は、上記の他、津波注意報が発表された場合にも直ちに海浜付近から離れる。

５ 警戒区域の設定

（１）設定の基準

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市長から要請があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、災害の発生により市長が警戒区域を設定することができなくなったときは、市長に代わって警戒区域を設定する。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長（権限の委託を受けた市の職員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。この場合、自衛官は直ちにその旨を市長に通知する。

（２）規制内容、実施方法

ア 市長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。

イ 市長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

６ 避難方法等

（１）避難地への市職員等の配置

市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により市職員は警察官の配置を要請する。ただし、津波被害が想定される区域については、津波警報解除後に配置するものとする。

（２）避難の方法

災害の状況により異なるが、徒歩及び自転車による避難を原則として、次の方法により避難する。

ア 避難対象地域の住民は、直ちに津波危険予想地域外の安全な場所へ避難する。

イ 上記避難を行うための十分な時間が無い場合には、最寄りの津波避難施設（津波避難ビル、津波避難タワー、人工高台（命山）等）へ避難する。

ウ 避難対象地域外の住民であっても、災害が拡大し危険が予想される時は、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

（３）幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。

（４）避難場所における業務

ア 要請等により避難場所に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

（ア）津波等の危険の状況に関する情報の収集

（イ）津波等に関する情報の伝達

（ウ）避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

（エ）必要な応急救護

（オ）状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は他の避難場所への移動

イ 市が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

ウ 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、国等へ報告を行うものとする。

（5）避難状況の報告

ア 市は、自主防災組織及び避難地の施設管理者等から次に掲げる避難状況の報告を求める。ただし、避難対象地域以外の地域にあっては、原則として、次の（イ）に関する報告を求めないものとする。

（ア）避難の経過に関する報告：危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。

- a 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況（場所、人員を含む。）
- b 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- c 市等に対する要請事項

（イ）避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。

- a 避難地名
- b 避難者数
- c 必要な救助・保護の内容
- d 市等に対する要請事項

イ 市は、避難状況について県へ報告する。

3 5－2 避難所での生活

1 基本方針

- （1）市は避難を必要とする被災者の救助のために避難所を設置するとともに、避難所ごとにあらかじめ定めた運営体制等に沿って円滑な避難生活が行われるように、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て必要最低限の避難生活を確保するために必要な措置を講ずる。
- （2）避難所の運営に当たっては、「袋井市避難所運営マニュアル」や県が作成した「避難生活の手引き」「避難所運営マニュアル」、内閣府が作成した「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」等を参考として、要配慮者及び居室・トイレ等の衛生環境の保持に配慮するものとする。

2 避難所の設置及び避難生活

（1）避難生活者

避難所で避難生活をする者は、災害によって現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で居住する場所を確保できない者とする。

（2）設置場所

ア 津波などの危険のない地域に設置する。

イ 避難所の設置に当たっては、避難所の被害状況及び安全性を確認のうえ、避難生活者の人数に応じて次の順位により設置する。

（ア）学校、体育館、コミュニティセンター等の公共建築物

（イ）あらかじめ協定した民間の建築物

（ウ）市指定避難所に設置する小屋又はテント等（自主防災組織等が設置するものも含む。）

ウ 障害のある人、高齢者、乳幼児等については、その状況に応じて避難するための社会福祉施設等を事前に指定し確保する。

エ 状況に応じ、公的宿泊施設、民間宿泊施設、ゴルフ場施設等を確保する。

オ 状況に応じ、船舶を宿泊施設として活用する。その場合は、県を経由して中部運輸局静岡運輸支局に船舶のあっせんを要請する。

カ 避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域の避難所を維持することの適否を検討ものとする。

（3）福祉避難所、2次的避難所

ア 袋井市

（ア）要配慮者を避難させるため、社会福祉施設や宿泊施設を福祉避難所として確保するように努める。

（イ）福祉避難所を事前に指定し、広報するとともに、避難した要配慮者の支援に当たる人材の確保に努める。

イ 静岡県

（ア）大規模な災害により多数の県民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、要配慮者を受け入れるため、静岡県地域防災計画資料の巻Ⅱ（19－4）の協定に基づき宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

（イ）この避難所は市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障をきたすと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とした2次的避難所である。

（4）設置期間

市長は、津波情報等による災害発生の危険、住宅の応急修理の状況及び応急仮設住宅の建築状況等を勘案し、県と協議して設置期間を決める。

（5）避難所の運営

ア 市は、自主防災組織及び避難所の学校等施設の管理者の協力を得て避難所を運営する。

イ 避難所には避難所等の運営を行うために必要な市職員を配置する。また避難所の安全の確保と秩序の維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

ウ 避難所での避難生活の運営に当たっては、要配慮者、男女のニーズの違い等男女双方の視点、プライバシーの確保等に配慮するものとする。

エ 自主防災組織は、避難所の運営に関して、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的に秩序ある避難生活を送るよう努める。

オ 運営が軌道に乗り次第、市、自主防災組織及び避難所の施設管理者中心の運営から、避難所利用者中心の体制に切り替える。市、自主防災組織及び避難所の施設管理者の施設管理者は運営をサポートする。

カ 市は、援助が必要な者の保健福祉に対する要望を把握し、保健福祉サービスの提供に努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じて心のケアを含めた対策を行うものとする。

また、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

キ 生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、この内、避難生活が困難な者の社会福祉施設等への移送に努める。

ク 食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、県等へ報告を行う。

（6）避難所における保健衛生活動

避難した市民等の健康管理のため、避難所へ市保健師等を派遣し、マニュアル（災害時健康支援マニュアル）等に基づき、健康相談及び衛生管理を実施するものとする。

（7）その他

ア 「災害救助法」に基づく市の実施事項は、一般対策編 第3章 第6節「災害救助法の適用計画」に準ずる。

イ 県管理施設の避難所としての利用については、一般対策編 第3章 第7節「避難救出計画」に準ずる。

第6節 広域応援活動

広域激甚な災害に対応する市、警察、自衛隊等の応援要請の概要を示す。

なお、南海トラフ地震発生時における広域応援の受入は、別に定める「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」による。

36－1 行政機関及び民間団体の応援活動

1 袋井市

（1）知事等に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県に対し次の事項を示し、応援

を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 応援を必要とする人員、資機材等
- ウ 応援を必要とする場所
- エ 応援を必要とする期間
- オ その他職員の応援について必要な事項

（2）他の市町長に対する応援要請

- ア 市長は、市域に係る災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町村長に対し、応援を求める。（資料4－3－2）
- イ 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し、応援を求める。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をする

（3）県を通じて行う民間団体等に対する応援協力の要請

- ア 応援協力要請する民間団体
 - （ア）青年団、女性団体、商工団体、農林水産団体、赤十字奉仕団
 - （イ）大学、高校、県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒
- イ 時期及び要請事項
 - 市長は、必要があると認めたときは、次の事項を示し県を通じて団体に応援協力を要請する。
 - （ア）応援協力を要請する人員
 - （イ）作業内容
 - （ウ）作業場所
 - （エ）集合場所
 - （オ）その他応援協力要請に関し必要な事項
- ウ 応援協力要請の実施方法
 - 応援協力要請の具体的実施方法は、一般対策編 第3章 第25節「隣保互助、民間団体活用計画」及び第26節「相互応援協力計画」に準ずる。

2 応援要請の受入れ体制

防災関係機関が災害応急対策を実施するに際して、各機関が市外から必要な応援要員を導入した場合、市長はこれらの要員のための宿泊施設等について、各機関の要請に応じて、可能な限り準備する。

3 6－2 自衛隊の支援

市長は、自衛隊の災害派遣を必要とするときは、「自衛隊法」第83条第1項に基づき支援を要請する事項等を明らかにして知事に対し、派遣の要請を要求する。

また、事態の推移に応じ、要請を要求しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

1 派遣要請の要求

（1）要請の要求事項

- ア 車両、航空機等状況に適した手段による被害状況の把握
- イ 避難者の誘導、輸送等避難のための必要があるときの援助
- ウ 行方不明者、負傷者等が発生した場合の捜索援助
- エ 堤防、護岸等の決壊に対する水防活動
- オ 火災に対し、消防機関に協力しての消火活動
- カ 道路又は水路の確保の措置
- キ 被災者に対する医療救護及び防疫
- ク 救急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 被災者に対する炊飯及び給水支援
- コ 防災要員等の輸送
- サ 連絡幹部の派遣

シ その他市長が必要と認める事項

（２）市長の災害派遣要請の要求の手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要がある時は、知事に対して、次のア～エの事項を明示した要請書により、自衛隊の派遣要請を行うよう要求する。

ア 災害の状況及び派遣を要請する理由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

ただし、緊急を要する時は、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要求する。

また、知事への要求ができない場合は、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は、最寄りの部隊長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

機 関 名	電話番号	県防災行政無線	
		音 声	F A X
陸上自衛隊 第34普通科連隊第2科	0550-89-1310	地上系 5-150-9000 衛星系 8-150-9000	地上系 5-150-8001 衛星系 8-150-8001
海上自衛隊 横須賀地方総監部	046-822-3500	衛星系 8-156-9001	衛星系 8-156-8001
航空自衛隊 第1航空団（浜松基地）	053-472-111	地上系 5-153-9001 衛星系 8-153-9001	地上系 5-153-8001 衛星系 8-153-8001

2 受入れ体制・撤収要請・経費区分

（１）災害派遣部隊の受入れ体制

ア 市及び県は、自衛隊の活動が他の機関の活動と競合重複しないような効率的な作業分担を定める。

イ 市長は、自衛隊の作業の円滑な促進を図るため、可能な限り総合的な調整の取れた作業計画を作成し、資機材の準備及び関係者の協力を求め支援活動に支障のないように措置を講ずる。

ウ 市長は、派遣された自衛隊の宿泊施設等必要な設備を可能な限り準備する。

エ 自衛隊の駐留場所は、（資料４－１－３）による。

（２）災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、県西部方面本部及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事に対して、派遣部隊の撤収の要請を要求する。

（３）経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は、災害復旧作業を実施するため必要な資機材、宿泊施設等の借上料及び光熱水費、通信運搬費、消耗品費等は、原則として市が負担する。

3 6 - 3 海上保安庁の支援

市長は、海上保安庁の支援を必要とする時は知事に対して、支援を要請する事項等を明らかにして支援の要請を依頼する。

1 支援要請の依頼

（１）要請の依頼事項

ア 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送

イ 巡視船を活用した医療救護活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供

ウ その他、市災害対策本部が行う災害応急対策の支援

（２）市長の支援要請の依頼手続

市長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要がある時は知事に対して、次のア～エの事項を明示した要請書により、海上保安庁へ支援要請を行うよう依頼する。

ア 災害の状況及び支援活動を要請する理由

イ 支援活動を必要とする期間

ウ 支援活動を必要とする区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

ただし、緊急を要するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後すみやかに文書により要請する。

知事への依頼ができない場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇もしくは航空機を通じて要請し、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

機関名	電話番号	県防災行政無線		防災相互通信用 無線局名
		音声	F A X	
海上保安庁 清水海上保安部 警備救難課	054-353-0118	地上系 5-157-9000 衛星系 8-157-9000	地上系 5-157-8001 衛星系 8-157-8001	海保移動 3538
海上保安庁 御前崎海上保安署	0548-63-4999			海保移動 3079

第 7 節 地域への救援活動

日常の生活に支障をきたした、り災者等に対して行う食防疫活動について、市、県、自主防災組織、市民等が実施する対策を示す。

3 7 - 1 防疫活動

1 袋井市

- (1) 知事の指示により必要な防疫活動を行う。
- (2) 津波浸水地域については、被災後、速やかに状況に応じた防疫活動を行う。なお、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意する。
- (3) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 31 条に基づき、知事が市に対して生活用水を制限又は禁止すべきことをその管理者に命じた場合、市民に対し生活用水の供給の配達を行う。
- (4) 防疫薬品が不足した時は、小笠袋井薬剤師会から調達するほか、県に対し供給の調整を要請する。
- (5) 厚生労働大臣が定める疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認められる場合、知事の指示に基づき臨時の予防接種を行う。

2 静岡県

- (1) 知事は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下この項において「法」という。）第 17 条に基づく健康診断を実施し、患者及び保菌者を早期発見することで感染症のまん延防止を図る。
- (2) 知事は、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにするため法第 15 条に基づく調査を実施する。
- (3) 知事は、法第 28 条第 2 項に基づき汚染場所・物件の消毒及びねずみ族・昆虫の駆除を実施し、又は市町に対しその措置を指示する。
- (4) 知事は、法第 31 条に基づき生活用水の供給を制限又は禁止すべきことをその管理者に命ずる。
- (5) 市町から要請があった時は、防疫薬品及び資機材の供給の調整を行う。

3 市民及び自主防災組織

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

4 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生予防について、市及び県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第8節 市有施設及び設備等の対策

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

38-1 公共施設等

1 河川及び海岸保全施設

（1）被害情報の収集、施設の点検、情報連絡

パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。

（2）水門等の操作

津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

（3）応急措置の実施、2次災害の防止

従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。

（4）資機材の確保、応急復旧工事の実施

施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき袋井市建設事業協同組合等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。

（5）市民への伝達

避難等が必要な場合は、速やかに被害の及ぶおそれのある地域の市民に対して情報を伝達する。

2 工事中の公共施設、建築物、その他

津波の危険のある地域においては、工事を中止し、必要に応じて安全確保のための措置を講ずる。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。

（復旧・復興については、地震対策編第6編「復旧・復興対策」に準ずる。）